参考資料３

高介第３０５３号

平成２９年１１月１３日

各市町村・広域連合介護保険担当課長　様

大阪府福祉部高齢介護室長

「高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金に関する

評価指標（案）」の取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

　日頃から、本府高齢者保健福祉施策の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進することが重要になっています。

このため、平成29年５月の介護保険法の改正では、自立支援・重度化防止等に向けた保険者機能を強化するため、保険者の様々な取組みの達成状況を評価する客観的な指標を設定した上で、市町村等に対し、予算の範囲内において、交付金を交付（財政的インセンティブを付与）することとされました。

これらの法改正等を踏まえ、平成29年11月10日の第73回社会保障審議会介護保険部会では、「高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金に関する評価指標（案）」（以下「評価指標案」という。）が検討されたところです。（別添１、２参照）

各保険者におかれましては、「評価指標案」をはじめとする国の議論の動向等を踏まえながら、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組みを検討していく必要があるとともに、現在、策定中の第7期市町村介護保険事業計画においても、必要に応じ検討結果を反映していくことが求められています。

このたび、府におきまして、「評価指標案」の取扱いに関する基本的な考え方を整理しました。各市町村におかれては、第７期市町村介護保険事業計画の検討等に際し、本通知も参考にしていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に規定する技術的な助言にあたるものです。

記

１．「評価指標案」の位置づけについて

　　国の「評価指標案」は、高齢者の自立支援・重度化防止等や介護給付の適正化に資する市町村の取組みを支援するための「交付金」の算定にあたっての評価指標として、2025年に向けた各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築やサービス基盤を整備する観点から、市町村の地域の実情に応じた多様な取組みを、幅広に、かつ、正確に評価できるよう、客観的な指標となるよう設定されています。

また、各市町村における高齢化率や地域資源の違いがあること等を踏まえ、アウトカム指標とプロセス指標を組み合わせて設定されることとなっています。

　　こうした保険者ごとの評価指標の評価結果については、公表される可能性があること、また、最終的に財政的インセンティブの付与（交付金の交付）に反映されることなどをあらかじめ十分留意しておく必要があります。

　　その一方、こうした評価指標を過剰に意識するあまり、適正な介護サービス利用の阻害につながらないよう、十分留意する必要もあります。

２．市町村介護保険事業計画への反映について

　　国の「評価指標案」については、上記のように自立支援・重度化防止等、介護給付の適正化に資する市町村の多様な取組みが評価され、最終的には財政的インセンティブに反映されるものであることを踏まえ、現在、各市町村において策定中の第７期市町村介護保険事業計画の「取組内容・目標」として反映を検討していくことが考えられます。ただし、「評価指標案」は毎年度必要な見直し（ブラッシュアップ）が検討されているため、市町村介護保険事業計画の策定に当たっては、計画期間の３年間を見据えた記述表現に留意が必要です。

また、自立支援・重度化防止等、介護給付の適正化に資する取組みを推進する観点から、「評価指標案」を市町村介護保険事業計画の「取組内容・目標」に反映する場合には、評価指標案に掲げられている各種の指標等については、継続的なフォローが容易となるよう、具体的な事業を念頭に置き、可能な限り、評価指標との対応関係を明確にした上で計画に盛り込み、具体的に取り組んでいただくことが効果的と考えられます。

　　なお、市町村介護保険事業計画への反映にあたっては、現在、府において策定作業中の「大阪府高齢者計画2018」（骨子案）の指標対応案（たたき台）等も参考にしていただければ、と考えております。（別添３参照）

　　さらに、評価指標案に定められた取組みのみならず、各市町村の実情に応じた独自の取組みについても、自立支援・重度化防止等、介護給付の適正化の観点から、積極的に目標として設定いただきますようお願いします。

以上